

## 第6回 流出油対応専門家会合（サハリン関連） 議事録

1 日時 平成19年12月17日（月） 15:30～17:00

2 場所 札幌全日空ホテル 24F 白楊の間

3 出席者

### [委員]

古室委員長(海上保安大学校教授)、佐々木委員(海上災害防止センター元防災部長)、後藤委員(立正大学教授)、濱田委員(北海道立地質研究所研究員)、小野委員(オホーツクの環境を守る地域ネット代表)、小島委員(NPO推進オホーツク・プラットフォーム副代表理事)、小林委員(東京農業大学講師)、石川委員(北海道漁業環境保全対策本部次長)、小河委員(留萌管内漁業協同組合専務参事会会長)、織田委員(宗谷地区漁業協同組合専務参事会会長)、北村委員(網走管内漁業協同組合専務参事会代表)、佐々木委員(稚内港運(株)代表取締役)、吉田委員(株西村組工務部部長)、吉川委員(島田建設(株)工務部部長)

### [関係官庁]

海上保安庁環境防災課、第一管区海上保安本部、留萌海上保安部、稚内海上保安部、紋別海上保安部、網走海上保安署、北海道地方環境事務所、北海道庁、留萌支庁、宗谷支庁、網走支庁、留萌市、羽幌町、稚内市、紋別市、網走市、斜里町

### [サハリンエナジー社]

松本(External Affairs Head of Japan Strategy)

枝次(Oil and LNG Expert)

### [事務局]

(独立行政法人海上災害防止センター)

吉田理事、木本調査研究室長、林調査研究員、西田総務課長

4 資料

(席上配布資料)

- ・第6回流出油対応専門家会合（サハリン関連） 議事次第
- ・北海道北岸における流出油事故への準備及び対応に関する地域緊急時計画
- ・北海道北岸周辺海域における流出油防除活動戦術シート
- ・提言
- ・第5回会合議事録

5 議事内容

### <第6回専門家会合>

古室委員長の議事進行により審議された。

事務局)(席上配布資料確認。)

委員長 )(第5回議事録の各委員からの意見・質問部分の読み上げ。)  
通常議事録は各会合終了後に事務局のHPに掲載して承認を得るという形式をとってきましたが、前回会合の第5回議事録はまだHPに載っていませんので、今回の審議を以て承認するという形をとりたいと思います。  
議事審議に入ります。

事務局 )(第5回議事録から後藤委員の意見及び事務局対応の読み上げ。)  
意見1：油処理剤の生態系への影響について最新の学術的知見を収集していくべき  
対応：提言2ページ目のセンターへの提言2の を追記しました。  
「油処理剤の生態系への影響等安全性に関する情報の収集及び調査研究」

意見2：動植物に関するベースライン情報を整備すべき(国への要望)  
対応：緊急時計画の付録Iに北海道自然環境関連資料として盛り込んでいます。この資料は濱田委員から提供いただきました。

意見3：環境災害補償に関するガイドラインの作成(国への要望)  
対応：国際油濁補償基金の補償請求の手引きに、損害を受けた自然環境を修復するための作業に必要な費用は請求可能と記載されています。

意見4：自治体は観光災害補償ガイドラインの作成をすべき  
対応：国際油濁補償基金の補償請求の手引きには、損害を受けた人は誰でも請求できると記されています。ガイドラインがあれば良いかもしれませんが、基本的には損害を受けた人が請求するということになっています。

意見5：自治体によるボランティア活動の推進を自治体への提言とすべき  
対応：既に北海道庁への提言の中に盛り込んであります。

意見6：油流出事故後に評価を行う「評価サイエンスチーム」の仕組みを作るべき(国または海上災害防止センターへの要望)  
対応：現状ではそういうチームを作るのは困難です。ご意見は議事録に記載いたします。

意見7：油流出事故全体を取りまとめる政府機関、特に補償について取りまとめる政府機関を決めておくべき(国への要望)  
対応：災害対策基本法第24条に基づき内閣総理大臣は必要と認める時は「非常対策本部(本部長は国務大臣)」を設置して対応することとなっている

ます。この場合本部長は国土交通大臣になると思います。  
国際油濁補償基金の補償請求の手引きには、補償請求は汚染損害被害者は誰でもが請求できることとなっています。

委員長 ) ここまででご意見ありますか。

後藤委員) 基本的にはこれで了解しました。

ただ、サイエンスチームに関しては、提言の中でどう書くかというのは非常に難しいとは思いますが、せっかくこういう委員会を作ってきた訳ですので、この中から発展的に、油の時には実際にナホトカの時に作ったメーリングリスト等が残っていますので十分活用出来るかと思えます。せっかくこのようなメンバーがいますので、これを活かしていく仕組みを提言とは別に考えて頂けたらと思います。

事務局 ) わかりました。先生がお持ちのメーリングリスト等をまた個別に教えて頂きたいと思えます。

委員長 ) その他意見ありますか。

濱田委員) 意見2のベースライン情報の件です。事務局に取入れていただいて、私共の調査の成果を資料(緊急時計画)末尾につけていただきありがとうございました。1点議事録に残して欲しいのが、これで全部ベースラインとして定量的評価ができた、十分な情報が集まったというわけではなく、まだこれからベースライン情報としては蓄積が必要であると考えています。

委員長 ) 他に意見はありますか。なければ次に進みます。

事務局 )(第5回議事録から濱田委員の意見及び事務局対応の読み上げ)

意見1: サロマ湖、コムケ湖、能取湖の中では油処理剤を撒かないのであればそのことを明記すべき。

対応: 緊急時計画の付録G「油処理剤散布ガイドライン」の35ページに、  
枠囲みで湖の中では散布しない旨の記述を以下のとおり追記しました。

「また、サロマ湖、コムケ湖、能取湖などの湖の中では、油処理剤の散布は行わない。我が国で製造されている油処理剤は海水中で使用するためのものであり、湖での使用には適さない。また、油処理剤で微粒子化した油は広い海洋上で酸化分解、生分解されるべきであり、湖などの閉鎖水域では使用しない。」

意見 2：センターへの提言に「緊急時計画の中の戦術シート、情報図などについては、地方の研究機関、大学などの専門家の協力を得て更新すること」を追加すべき

対応：提言 2 ページのセンターへの提言 2 の を以下のとおり追記しました。

「 緊急時計画の中の戦術シート、情報図などについては、北海道立地質研究所などの地方の研究機関、大学などの専門家の協力を得て更新すること」

委員長 ) ここまででご意見ありますか。なければ次に進みます。

事務局 )( 第 5 回議事録から石川委員の意見及び事務局対応の読み上げ)

意見 1：海上保安庁、北海道開発局、北海道庁への提言に「流出油防除資機材の維持整備に努めること」とあるが、国家緊急時計画と同じ文言の「整備を推進する」に修正すべき

対応：提言 3 ページの海上保安庁への提言 3 の のとおり「資機材の整備を推進する」という表現に修正しました。なお、北海道開発局、北海道庁については、国家緊急時計画においても関係機関及び地方自治体に対しては「資機材の整備に努める」との表現ですので現状のまま「資機材の整備に努める。」としました。

意見 2：海上災害防止センターへの提言に「油処理剤の安全性に関する情報の収集、漁業者に対する情報の提供、啓発普及活動」を追加すべき

対応：これについては北村委員、小島委員及び小野委員からも同様のご意見が委員会終了後、別途ありましたのでそれらも勘案して以下の を追記しました。

センターへの提言 2 の に、「油処理剤の生態系への影響等安全性に関する情報の収集及び調査研究」という文言を追加しましたので、その成果及び油処理剤の使用に関するメリット・デメリットを、漁業共同組合、関係機関、関係団体等にも説明することも追加しました。

「 油処理剤の生態系への影響等安全性に関する情報及び調査研究成果並びに油処理剤の使用についてのメリット及びデメリットについて、漁業組合、関係機関、関係団体等に説明すること」

意見 3：海上保安庁への提言に「大型船舶の監視」を追加すべき

対応：技術的にもまだ十分ではないとのことですので、ご意見を議事録に記載するというにします。

委員長 ) 何かご意見ありますか。

石川委員) 油処理剤の問題につきましては、小島委員から厳しい意見が来ているとも聞いておりますので、こういう調査をしていただければ漁業者も納得するのではないかと考えていますので、引続きよろしくお願ひします。また、保安庁の大型船舶の監視もすぐという訳にはいかないだろうなという気はしておりますので、議事録に載せて頂くという形ではないかと考えています。

ただ、最近ある別件で船舶の航行が宗谷海峡の方で問題になりまして、船舶の通航を傍受できないか、監視できないかという話になりまして、保安庁からはできないという回答をいただきました。一方で進んだ組合・漁協の方で記録も取れる、航跡も残せるという監視システムを持っているところがありまして、その船の航路、航跡を追いかけることができたという話もあり、その船がどこを通るのか一時期話題になったこともありますが、保安庁の方にはデータがなかったが、組合の方にはあったということで、もうちょっと国の方にも頑張ってもらいたいと思うところがありました。その辺りは色々配備が進んでも聞いておりますので、ご尽力願えないかと思っています。

小島委員) 議事録に今日のことも記録されるので申し上げておきたいのですが、私共が主張した関係団体というものは、具体的には「オホーツクの環境を守る地域ネット」あるいは「NPO推進オホーツク・プラットフォーム」等々の市民活動団体を念頭に置いているとは是非議事録に留めて頂きたいと思ひます。

事務局 ) 了解しました。

委員長 ) 他にご意見は。無ければ次へ。

事務局 )( 議事録から小林委員の意見及び事務局対応の読み上げ )

意見 1 : 提言の前文に漁業関係のことだけでなく「豊かな生態系」に関する記述も追加すべき

対応 : 提言 1 ページ目、前文 2 段落目にオホーツク海の豊かな海洋生態系についての記述を以下のとおり追記しております。

「オホーツク海は海氷の存在する南限の海として知られており、毎年北海道オホーツク海沿岸に北から流れてくる流氷によってその豊かな海洋環境が形成されている。流氷の中に棲む植物プランクトンは、動物プランクトンやエビ、アミなどの餌となり食物連鎖の基礎となっている。流氷の下にはその動物プランクトンを求めて、タラ、カレイ、コマイなどの魚類、海底にはカニ、ホタテ、ウニ、タコなどの多くの底性生物が棲息し豊かな生態系を構成している。また、アザラシ、ト

ドなどの海獣類あるいはオオワシやオジロワシなどの鳥類も流氷とともに餌となる魚を求めて北海道沿岸に姿を見せる。ゴマフアザラシやクラカケアザラシなどは流氷の上で出産し子育てを行う。このように北海道は豊かな海洋環境に恵まれており、この豊かな海洋環境を適切に保存し後世に残すのが現代に生きる我々の責務である。」

意見 2：事故後の「モニタリング及び環境アセスメント」が必要なことを提言に明記すべき（国への要望）

対応：環境省に確認しましたが、ナホトカ号の時も実施しましたし、今後必要に応じてモニタリングを行うということでした。委員意見は議事録に記載いたします。

小林委員）1点訂正があります。文中にワモンクラカケアザラシとありますが、クラカケアザラシに訂正してください。

事務局）了解しました。

委員長）他にご意見はありますか。なければ次へ進みます。

事務局）（議事録から北村委員の意見及び事務局対応の読み上げ）

意見 1：北海道の漁業者としては、北海道の資機材が十分であるとは全く思っていない。機材配備に関する提言の対象は、海上保安庁、北海道開発局、北海道庁となっているが、「国」とすべき

対応：私共の作った提言は、「国」という一般的なくくりではなく、さらに一步進めて、海上保安庁、北海道庁、開発局といったような北海道において油流出事故が起こった場合に責任を持つ行政機関を直接書いておりますので、私共はそれで良いかと考えております。委員の意見は議事録に記載いたします。

意見 2：石油連盟への提言は、「北海道地域における資機材の適正な配置と規模について検討すること」となっているが、検討するでは足りない。北海道北岸地域に「資機材基地を作ること」という提言にすべき。

対応：委員意見は石油連盟に伝えました。北海道の漁業者の方々のご心配について石油連盟は十分承知しており、北海道北岸地域に資機材基地を作ることも含めて検討したいとのことでした。委員意見は議事録に記載します。

委員長）何かご意見ありますか。

北村委員) 私も含めて漁業者とすれば、行政の縦割りというのはあまり理解していません。サハリンの油が必要だということであれば、国が指導力を持って資機材基地の配備だとか、漁業者の不安材料を取り除いて頂きたいという思いです。

委員長 ) その他ご意見はありますか。

後藤委員) 私の分野からすると今の行政の基本的構造の問題など意見がありました。が、災害の時に例えば海鳥の時でもそうだったのですが、色んな所が衛星データを買って、自分の所でシェアして使っているという状況が今後も続くのだと思います。ところが、これはどこまで法の枠が被るかわかりませんが、今年の5月に地理情報空間活用推進基本法というのができまして、補助金を使ったデータでも今までは目的外使用は駄目だったのが、それを積極的に法の枠の中で使いなさいということを経済の中でうたっています。具体的にどうするのかというのはこれから議論があるところであり、私共もそれを議論するメンバーに入っております。そういう法律を積極的に活用しながら、特に災害時には、自分で注文したデータは自分の所でしか使えないということではなく、横断的に使えるような仕組みを国になるのか...特にこの中では北海道庁とか海上保安庁になるかと思いますが、そういうところに要望として、あるいは国全体に関わる問題だと思っております、そういうのを議事録でも構いませんので残したいと思っております。

石川委員) 後藤委員が仰っていた衛星データの関係なんです、確かに海鳥の時に入手して、解析するソフトも非常に高いということなんです、一応許可をもらって調査を進めたことがあります。このような高いものは国なり、行政機関なりが頑張ってもらわないとなかなか民間ではできないと思っていました。ところが、J B I Cさんのフォーラムに札幌と東京の方と出させてもらいましたが、その中で話を聞いたら、実は自然保護団体の方々というのはそういうソフトを持っているんです。衛星データさえあれば自分達で解析ができると。何故そんな高いお金のソフトを持っているのかと考えましたが、私共も漁連という後ろ盾があるのですが、ソフトを買って調査をして運動を盛り上げていこうという人達がいるということであり、自分達もうかうかしてられないなと思えました。是非とも国の方にもそういうツールを収集して、調査活動を進めていってほしいと思っております。

委員長 ) その他ご意見ありますか。

小野委員) この提言に対して云々ではありません。先程後藤委員がせっかくこれだけの人が集まったのでよかったと言われましたが、私も事務局、サハリンエナジー社等の努力については敬意を表したいと思っております。委員であ

る1人として何か隔靴搔痒（かっかそうよう：もどかしいことのとえ）と感じます。提言者としてある種の責任を持って提言しなければと思います。なぜ隔靴搔痒かと感じたかという、これは油が来た時に対応しての大体80~90%の対応策だと思います。我々縁があって北海道に住んでいる人間、あるいは北海道と関係されている方は本当に憂慮しているわけです。ですからこの地元の熱意というものを提言だけで終わってしまっているのか。例えば大型巡視船の配備、これは考えておきましょう。資機材も不足している、これも考えておきましょう。ではそれはどうなっていくのか、私達は見ていかなければならないと思います。そういう意味で、圧力団体ということではなく、協議団体と言いますか...自分達はこう心配してるんだと、北海道はどうですか、国はどうですかと聞きながらそこまで進んでいるのかというような納得をしていかなければ、これはただ言っぱなしの提言になってしまう可能性があると思います。私はできればこの委員の中から何人かの賛同者を得て、組織という大げさですが、どう作っていいか分かりませんが、そういうのを作って大げさに言えば北海道の海や環境は我々が見ていくのだというようなエネルギー、情熱を持つべきではないかと思います。今後どう発展していくか...そのように考えて発言しております。

吉田茂さんが言いましたよ。戦後の日本人の命を救ったのはオホーツク、北海道の鯨（ニシン）なんだと。ですから今後の地球環境問題、食糧難、水不足等で、食料の入手が非常に困難になってくる。そうやってきた時に北海道の重要性というものがものすごく増してくる。国が国家プロジェクトと位置付けして、このサハリン をやるのであれば、それなりの責任というか意義というものを国がわれわれに示すべきだと北海道の人間として特にそう思います。こんな気持ちでどうですか、委員の皆さん。

委員長 ) まさにここでこういう会合を開いているということは、最初話したように油が流れた時に、我々は絶対この北海道を守るんだという意識でもってここに入ってきたわけです。皆さんそういう意識で会合に参加していると思います。ですから、事故が必ず起きるといって我々はそれに速やかに対応できるように、そのための準備をしようという形で始めてきましたので、先程小野委員が仰ったように、この後が大変重要なことであると考えています。

後藤委員 ) 一つ提案めいたことになると思いますが、せっかく毎年どこかで油流出に備えた訓練が行われているわけでありますので、その中でこういうものを仏典の輪読をするのを講中といたしますように、こういうのがありますと内容をかいつまんで説明する会を定期的で開催するとか、あるいは排出油防除協議会がありますので定期的な総会やミーティングの中でこういうものを説明するなどのことが必要と考えます。自治体の方も毎年定期的に人

事異動がありまして、今、この防除計画の存在を知る人はいいですが、人事異動があると存在を忘れてしまうことがあるかもしれないので、そういう機会を設けられないものかと申し上げます。

委員長 ) 今後さらに検討を事務局の方から考えてもらいたいと思います。一応、以前に委員が出された意見はこれで全部ですが、それ以外にご意見がありますでしょうか。議事録の内容の確認でも結構です。議事録の承認も取らせていただきたいと思います。

石川委員) 2年間に渡って色々と漁業者の意見も聞いて頂いて、立派な計画を作ってください感謝しているところですが、環境本部の理事で、漁連の常務でもある佐々木の方から、2年間で6回やったがこの後の動きはどうなんだという話をしております、これだけ作ってもらいまして、参加している人達はわかっていますが、ただ、人員の異動とかもあります。作ったものをどうやって活かしていくか、また更新もしなければならないという話もありました。この6回の委員会が終わって以降、どういう動きを事務局の方で考えているのか、参考までに話を伺いたいです。

事務局 ) 仰るとおりです。私共は万が一、油が流れた時に防除を実施する機関そのものでもありますので、今までも各海上保安部での訓練、講習会と一緒に参加してやってきておりますので、今後も排出油防除協議会の講習会、訓練には海上保安庁と一緒にやっていきます。その際にはこの出来上がったものを講習会や訓練で使いながら、中身の検討や更新を考えていくつもりです。

委員長 ) よろしいでしょうか。その他ご意見ありませんか。それではこの議題の1「北海道北岸における流出油事故への準備及び対応に関する地域緊急時計画」、2「提言」、3「第5回会合議事録」については承認ということにさせていただきます。

2年間の長期にわたる会合にご参加いただき委員長として感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上